

コネクテッド・インダストリーズ税制（IoT税制）平成 30 年税制改正

一定のサイバーセキュリティ対策が講じられたデータ連携・利活用により、生産性を向上させる取り組みについて、それに必要となるシステムや、センサー・ロボット等の導入に対して、特別償却 30% 又は税額控除 3%（賃上げを伴う場合は 5%）を受けることができます。事業者は当該取組内容に関する事業計画を作成し、主務大臣が認定。認定計画に含まれる設備に対して、税制措置が適用されます。

適用期限は平成 33 年 3 月 31 日までです。

1. 対象となる事業者

青色申告書を提出する法人・個人であれば業種・資本金規模を問わず対象

2. 計画認定の要件

① データ連携・利活用の内容

- ・社外データやこれまで取得したことのないデータを社内データと連携
- ・企業の競争力上重要なデータをグループ企業間や事業所間で連携

② セキュリティ面

大企業については情報処理安全確保支援士のみ、税法上の中小企業者等に該当する企業については情報処理安全確保支援士や IT コーディネータが、必要なセキュリティ対策が講じられていることを担保

③ 生産性向上目標

投資した年度の翌年度から 3 年間に於いて、以下のいずれも達成見込みがあること

- ・労働生産性：年平均伸率 2% 以上
- ・投資利益率：年平均 1.5% 以上

3. 対象設備

ソフトウェア・器具备品・機械装置

「データ収集機器（センサー等）、データ分析に必要なシステム（サーバ、AI、ソフトウェア等）サイバーセキュリティ対策製品等」 **最低投資合計額 5,000 万円**

4. 特例の内容

特別償却：30%

税額控除：3%（法人税額の 15% を限度）

：5%（法人税額の 20% を限度）※計画の認定に加え継続雇用者給与等支給額の対前年増加率 $\geq 3\%$ を満たした場合

対象の幅は広いですが最低投資合計額が 5,000 万円と高額のため、適用するにはハードルが高そうです。